

随意契約の結果

【令和5年6月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
UR 藤沢営業センター事務所賃貸 借契約	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和5年6月6日	神中興業 (株) 神奈川県藤沢市本藤沢 4- 2-3	6021001002779	8,137,956円	8,137,956円	100.0%	当該契約は、UR賃貸住宅募集業務を実施するために使用 する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であ ると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したも のであるが、当該業務は現在も継続中であり、引き続き 当該物件を事務所とすることが業務遂行上必要であるこ とから、会計規定第51条第3項第1号の規定に基づき、 随意契約を行ったものである。	-				
UR 町田営業センター建物賃貸借 契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和5年6月20日	東京建物 (株) 東京都中央区八重洲 1-9 -9 東京建物本社ビル	6010001034998	23,984,208円	23,984,208円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅募集業務を実施するために使用す る事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であ ると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したも のであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続 き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であ ることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基 づき随意契約を行ったものである。	-				
UR 渋谷営業センター看板設置使 用契約	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 原田 信也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和5年6月12日	安田不動産 (株) 東京都東京都千代田区神田 錦町 2-11	7010001031152	3,850,000円	3,850,000円	100.0%	本業務は、UR賃貸住宅の認知及びブランドイメージの向 上並びに空家の解消を図る手法として、UR渋谷営業セ ンターの入居するビルに柱巻看板を掲出するものであ る。 当該営業センターは、利用客も多いことから、極めて訴 求効果が高いと判断した。 契約の目的物である看板設置枠は、当該業者のみが保有 しているため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、 随意契約を行ったものである。	-				
UR 港北営業センター定期建物賃 借契約	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 倉上 卓也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和5年6月14日	(株) 横浜都市みらい 神奈川県横浜市中区都立区住田 東4-10-4	9020001008560	47,785,320円	47,785,320円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅募集業務を実施するために使用す る事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であ ると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したも のであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続 き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であ ることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基 づき随意契約を行ったものである。	1人				